

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案														
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業（第11号から第13号までにおいて「障害児通所支援事業等」という。）の届出の受理</u> (10) <u>法第34条の3第3項の規定による届け出た事項の変更の届出の受理</u> (11) <u>法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止等の届出の受理</u> (12) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">山形市</td> </tr> <tr> <td>(13) <u>法第34条の6の</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～4 ー略ー	ー略ー	5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業（第11号から第13号までにおいて「障害児通所支援事業等」という。）の届出の受理</u> (10) <u>法第34条の3第3項の規定による届け出た事項の変更の届出の受理</u> (11) <u>法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止等の届出の受理</u> (12) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u>	山形市	(13) <u>法第34条の6の</u>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市が行うものに限る。次号において「障害児通所支援事業等」という。）を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u> (10) <u>法第34条の6の</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">山形市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～4 ー略ー	ー略ー	5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市が行うものに限る。次号において「障害児通所支援事業等」という。）を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u> (10) <u>法第34条の6の</u>	山形市
事務	市町村														
1～4 ー略ー	ー略ー														
5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業（第11号から第13号までにおいて「障害児通所支援事業等」という。）の届出の受理</u> (10) <u>法第34条の3第3項の規定による届け出た事項の変更の届出の受理</u> (11) <u>法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止等の届出の受理</u> (12) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u>	山形市														
(13) <u>法第34条の6の</u>															
事務	市町村														
1～4 ー略ー	ー略ー														
5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー (9) <u>法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市が行うものに限る。次号において「障害児通所支援事業等」という。）を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</u> (10) <u>法第34条の6の</u>	山形市														

規定による障害児通 所支援事業等の制限 又は停止の命令	
6～49 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー

規定による障害児通 所支援事業等の制限 又は停止の命令	
6～49 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー